

清水中学校父母と先生の会々則

第1章 名称

第1条 本会は清水中学校父母と先生の会（PTA）と称し、事務局を同校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は下記の事項を目的とする。

1. 今日的な学校教育に対する理解を深める。
2. 父母と教師が協力して、生徒の心身の健全な発達を図る。
3. 家庭、学校、社会における生徒の福祉の増進を図る。
4. 家庭と学校の間を一層緊密にして、生徒の校外生活の健全育成、校外学習活動の充実を図る。
5. 学校の教育環境の整備を図る。
6. 会員相互の生涯学習社会への適応を探り合う。

第3章 会員

第3条 本会の会員は、清水中学校に在籍する生徒の父母、又は、保護者及び同校職員とする。

第4章 役員及び任務

第4条 本会の役員は下記の通りとする。

会長1名・副会長3名・監事2名・事務局長1名・会計1名・事務局員若干名。

第5条 役員の仕事は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、運営委員会、地区委員会の司会をし、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要あるときは会長の代理をする。
3. 監事は会計ならびに、事務の監査をする。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
5. 事務局長、事務局員は、本会の運営に関する事務処理を行う。

第5章 役員の選出及び任期

第6条 本会の役員の選出は下記の通りとする。

1. 会長・副会長ならびに、監事は総会で選出する。
2. 事務局長及び事務局員会計は、会長が委嘱する。
3. 総会で選出された役員は、他の役員に優先して、その任にあたる。

第7条 本会の役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

1. 年度途中欠員を生じた場合には、すみやかに補充し、その後の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 総会

第8条 総会は、会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第9条 総会は定期総会ならびに臨時総会とする。

1. 定期総会は4月中に開催し、次の事項について審議し決する。

(1)会則の変更 (2)事業計画 (3)決算及び予算 (4)第6条1項の役員選出
(5)その他重要事項

2. 臨時総会は、会長、運営委員会、または会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。

3. 総会の議長は、会員の中から選出する。但し、運営委員を除く。

第10条 総会の議事は，出席者の過半数をもって決する。

第7章 運営委員会

第11条 運営委員会は，会長，副会長，校長，事務局長，会計，事務局員並びに専門部の部長，副部長1名，事務局員1名，学年PTAの委員長，事務局員1名をもって構成する。

第12条 運営委員会は，会長または役員会が必要と認めたときに開く。

第13条 運営委員会は，本会の活動を企画し，その運営の調整を図り，総会において予算案，決算報告，事業計画案，事業報告等を提出する。

第14条 監事は，運営委員会に出席して意見を述べるができる。

第15条 運営委員の任期は1年とする。但し，再任は妨げない。また，年度途中で欠員が生じたときは，補充しその任期は前任者の残任期間とする。

第16条 運営委員会は総会までの中間議決機関であり，表決は出席者の三分の二をもって議決する。

第17条 運営委員会に次の専門部を設ける。

(1)総務厚生部 (2)広報部 (3)生活環境部

1. 各専門部は，総会並びに運営委員会で議決された業務を推進する。

2. 各専門部は主として次の業務を行う。

(1) 総務厚生部：会員相互の研修と親睦交流活動，各種研修会参加の推進，転出入教職員にかかわる業務，会員の表彰関係

(2) 広報部：広報活動の充実，会員相互の交流

(3) 生活環境部：校外指導，非行防止活動の推進，交通安全指導，関係団体との連携，学校の教育環境整備協力

3. その他必要に応じて，特別に専門部を設けることができる。

第18条 各専門部の構成は，次の通りとする。

1. 総務厚生部は，各学級から1名選出の部員と，会長が委嘱する若干の部員と教職員の事務担当者をもって構成する。

2. 広報部は，1～2学年の各学級から1名選出の部員と，3学年の各学級から2名選出の部員及び会長が委嘱する若干の部員と教職員の事務担当者をもって構成する。

3. 生活環境部は，各学級から2名選出の部員と，会長が委嘱する若干の部員と教職員の事務担当者をもって構成する。

第8章 地区委員会

第19条 本会の活動推進のため，必要により校下各町内会，または，農事組合毎に各1名，会長が地区委員を委嘱し，地区委員会を組織する。

第20条 地区委員会は，その地区の本校PTA会員全員をもって組織する。

第21条 地区委員は，地区会員への連絡，地区集会の司会，地区の生徒の活動の助長及び補導を行う。

第9章 学年PTA

第22条 この会に，親と教師の心の交流・連帯感・親睦を図るため学年PTAをおく。

1. 学年PTAの役員は，学年PTAの委員長と若干の委員で構成する。

2. 学年PTAは各学級から選出された2名の委員と，学年所属の教師が協議して運営する。

第10章 表彰並びに弔慰など

第 2 3 条 この会に対して功労のあったものについて、別に定める規定により表彰する。

第 2 4 条 この会の会員が死亡したときは、別に定める規定により弔慰を表す。

第 1 1 章 会計

第 2 5 条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金等をもって支弁される。

第 2 6 条 会費の額は、総会において決める。

第 2 7 条 必要に応じて特別会計をおくことができる。

第 2 8 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末までとする。

第 1 2 章 付則

1. 本会の会則は、総会の議決を経なければ変更できない。
2. 本会則は、昭和 4 8 年 5 月 2 日から施行する。
3. 本会則は、昭和 5 7 年 4 月 1 8 日から施行する。
4. 本会則は、昭和 6 1 年 4 月 2 0 日から施行する。
5. 本会則は、昭和 6 3 年 4 月 1 7 日から施行する。
6. 本会則は、平成 4 年 4 月 1 9 日より一部改正施行する。
7. 本会則は、平成 8 年 4 月 1 4 日より一部改正施行する。
8. 本会則は、平成 9 年 4 月 1 3 日より一部改正施行する。
9. 本会則は、平成 1 2 年 4 月 1 5 日より一部改正施行する。
- 1 0 . 本会則は、平成 1 3 年 4 月 1 4 日より一部改正施行する。
- 1 1 . 本会則は、平成 1 8 年 4 月 1 5 日より一部改正施行する。

清水中学校 P T A 表彰規定

第 1 条 清水中学校教育の振興に協力して、その実績顕著な功労者を表彰し、学校教育の振興と P T A の健全な発展を期す。

第 2 条 被表彰者は、運営委員会において決定する。

第 3 条 被表彰者の選考は、下記の基準による。

- (1) 本会役員(専門部員も含む)及び、学年 P T A の委員を 3 ヶ年以上(継続も含む)つとめ、会員の資格を失うとき。
- (2) 本校の職員として勤務した者。
- (3) 学校施設設備に著しく功労のあった者。

第 4 条 本規定による表彰は、卒業式の後か、または適当な機会に行う。但し、該当者が年度途中で転出する場合は、三役が協議の上表彰する。

第 5 条 本規定の改廃は、運営委員会において協議し行う。

第 6 条 (1) 本規定は、昭和 2 8 年度より施行する。

(2) 昭和 5 7 年 4 月 1 8 日に改正する。

(3) 昭和 6 3 年 4 月 1 7 日に改正する。

清水中学校 P T A 弔慰規定

1. 本会の会員、生徒が死亡した場合、次により弔慰を表す。

・ 供花料(10,000 円)

2. また、特別な場合は、役員会で協議する。